

令和7年度愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

| | | | |
|------|---|-------|-------|
| 開催日時 | 令和7年8月8日（金）午後1時30分～午後3時16分 | | |
| 場所 | 松山若草合同庁舎共用大会議室 | | |
| 出席状況 | 公益代表委員 | 出席 3名 | 定数 3名 |
| | 労働者代表委員 | 出席 3名 | 定数 3名 |
| | 使用者代表委員 | 出席 2名 | 定数 3名 |
| 主要議題 | <ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選任について 2 会議の公開について 3 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について 4 資料説明 5 金額審議 6 その他 | | |
| 議事要旨 | <p>本会議は《公開・非公開》 {但し、二者間の金額審議は非公開}</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選任について 部会長に森本委員、部会長代理に井上委員が選任された。 2 会議の公開について 公労使三者構成となる審議については原則として公開とし、公労・公使の二者間で行う金額審議や、三者構成となる審議であっても採決など部会長が必要と判断した場合は非公開とすることとなった。 3 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について 中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを放映した後、地域別最低賃金額改定の目安の答申について、事務局から説明を行った。 4 資料説明 事務局より、委員へ配布した資料の説明を行った。 令和5年度の最低賃金と生活保護水準との関係について、令和5年10月6日発効の愛媛県最低賃金時間額 897 円は、愛媛県の生活保護水準を下回っていないことについて、専門部会の報告書に盛り込むことを確認した。 5 金額審議 <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働者側の主張 <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の愛媛県最低賃金額は、連合が独自に算出している連合リビングウェイジ 1,120 円を下回っており、絶対額として最低生計費を賄っていない。 ○ 労働者の生活は昨年以上に厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活が極めて苦しいことは、8件もの意見書が提出されたとおりである。 ○ 今年の春季生活闘争では、連合全体で昨年をさらに上回る高い水準の賃上げが報告されており、愛媛でも2年連続で5%を超える結果となっている。 ○ 愛媛の妥協状況は、全体で16,176円、愛媛の毎勤統計の労働時間数142.3時間で換算すると113.6円となる。 ○ パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金下限額も1,091円と最低賃金額を135円上回っている。 ○ 地域間格差の問題は依然として大きく、最小額の県との差は5円、Cランク県とほぼ同額となっており、全国の中で低位にあることには変わらない。 ○ 多くの産業で人材不足感が高まっており、若者の県外流出など労働力人口の減少が進む中、特に | | |

中小・零細事業場における賃上げ等労働環境の整備は急務である。

- 企業の内部留保は規模に関わらず過去水準にあると言われており、法人企業統計の予測調査を見ても、売上高・経常利益は増収・増益の見込みとなっており、「通常の事業の賃金支払い能力」としても問題ないと言える。
- 最低賃金法第1条の目的にあるように、「労働者の生活の安定」を考えたときに、昨今の物価上昇を考えると、目安以上の大幅な引き上げが必要である。
- 以上の主張を踏まえ、連合リベリングウェイジ 1,120 円の考え方にに基づき、現行の愛媛県最低賃金額から 164 円引き上げた 1,120 円(引上げ率 17.15%)の金額が提示された。

(2) 使用者側の主張

- 最低賃金の引上げ率は、基本的に現実の賃金伸び率とパラレルの数値にしなければ給与体系のバランスにも影響することから、賃金改定状況調査結果の第4表のデータを主体に考えるべきであり、併せて、経団連などが集計した中小企業の春闘結果も参考にしたいと考えている。
- 「日本商工会議所・東京商工会議所の調査結果」及び「四国財務局の特別調査結果」によると、とりわけ最低賃金の引上げに影響が大きいと思われる中小企業においては、
 - ・ 原材料価格やエネルギー価格などのコストが上昇している中で、人材確保のため、利益を削って賃上げに取り組むも、十分な人材の確保には至らず、労働時間の上限規制や就業調整などの制約を受けながら事業を実施していること、
 - ・ 精いっぱい努力をして賃上げしたにもかかわらず、その結果の賃上げ率は3%台が多数で、息切れ感が見られること、
 - ・ 賃上げに伴う人件費の増加により、採算が悪化していることなどが明らかとなっている。
- 中小企業の賃上げに関する全国及び四国の状況を踏まえれば、
 - ・ 物価上昇に伴う生計費の上昇など、最低賃金を引き上げることの必要性は理解できるが、通常の賃金支払い能力を超えた過度の引き上げ負担を使用者が負わないようにすることが必要。
 - ・ 指標としては、「令和7年度賃金改定状況調査結果」の第4表の賃金の引き上げ率や中小企業の賃金の状況を対象とした調査結果などが考えられる。この場合、賃金の引き上げは、防衛的に行っている、すなわち事業実績を伴わない引上げを行っている企業が多いことも念頭に置くべきである。
 - ・ 中賃では特定の品目の物価上昇率に着目して顕著な物価上昇を強調するが、通常使用される「持ち家の帰属家賃除く総合」の対前年上昇率 3.9%であり、目安の6%には及ばない。賃金は特定品目のみの購入に消費される訳ではなく、特定品目の上昇率をもって根拠づけられた目安が理にかなうものか検証する必要がある。
 - ・ 大多数の企業が引上げに負担があるとしている現状から、過大な影響が発生しないように、影響率にも注目する必要がある。
- 以上の主張を踏まえ、令和7年度賃金改定状況調査結果の第4表に基づき、現行の愛媛県最低賃金から 28 円引き上げた 984 円(引上げ率 2.93%)の金額が提示された。

(3) 審議結果

労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対して結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

6 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上